

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年12月4日	株式会社国際興業神戸(法人番号5140001103320) 代表者山本康夫	兵庫県神戸市中央区港島3丁目7-2	明石	兵庫県神戸市西区小山3丁目11番17号	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第27条第3項	令和2年7月21日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)点呼の記録義務違反【記録の保存】(運輸規則第24条第5項)、(3)運行記録計による記録義務違反【記録】(運輸規則第26条第2項)、(4)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)	1	1
令和2年12月10日	朝日自動車株式会社(法人番号6120001030243) 代表者林明	大阪府大阪市住之江区南港東3丁目1番27号	東大阪	大阪府東大阪市菱江2丁目4番37号	警告	道路運送法第27条第3項	令和2年11月4日、労働局からの通報を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反【未実施】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項)、(2)補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)	0	0
令和2年12月17日	株式会社GT(法人番号6122001024613) 代表者中村一人	大阪府東大阪市長田東4丁目5-30	本社	大阪府東大阪市長田2丁目12-13	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第27条第3項	令和2年9月15日及び同年10月2日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第38条第1項)、(4)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	1	1
令和2年12月18日	天川 洋己	兵庫県神戸市	-	兵庫県神戸市	許可の取消し	道路運送法(以下「法」)第40条	法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準(「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年10月1日付け(令和2年11月27日改正)近運自監公示第11号、近運自二公示第34号、近運技保公示第6号))において、許可を取消すこととされている事項に該当することとなったため。	-	-
令和2年12月22日	和歌山第一交通株式会社(法人番号5170001003815) 代表者高野福己	和歌山県和歌山市福島249番地3号	岩出	和歌山県岩出市中島80-3	警告	道路運送法27条第3項	令和2年7月29日、8月4日及び11月6日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和2年12月22日	関西中央旅客守口株式会社(法人番号8120001160039) 代表者高月英作	大阪府守口市佐太東町1丁目13番9号	本社	大阪府守口市佐太東町1丁目13番9号	警告	道路運送法第27条第3項	令和2年12月1日、労働局からの通報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)	14	0